

私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業実施要綱

(趣旨)

第1 県は、意欲と能力のある専修学校専門課程に在籍する生徒（以下「専門学校生」という。）が経済的理由により修学を断念することがなく安心して学べるよう専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な支援の検証等について、国が定める専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業（以下「国委託事業」という。）委託要項（平成27年4月9日文部科学省生涯学習政策局長決定。以下「国委託要項」という。）2の規定に基づき、私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業を実施するものとし、事業の実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(本事業の内容)

第2 本事業は、次に掲げる支援事業等により構成されるものとする。

- (1) 専門学校生に対する経済的支援事業
- (2) 修学支援アドバイザー配置事業
- (3) 基礎データ収集事業

2 前項に規定する各事業の実施に必要な手続については、知事が別に定める。

(支援校の要件)

第3 第2第1項第1号及び第2号に規定する事業の対象となる学校（以下「支援校」という。）の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宮城県内に所在する私立専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）であること。
- (2) 経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料減免制度に関する規程を整備し、選考委員会や面接をはじめとした客観的な方法により、授業料減免を受ける生徒を決定していること。（支援対象生徒となる生徒は、当該規程に基づき授業料減免を受けている必要がある。）また、専門学校が実施する授業料減免額が生徒一人当たり20万円以上（学則等で定める授業料が60万円未満の場合には、学則等で定める授業料の1/3の金額（千円未満切り捨て））でかつ前年度と比べて減額されていないこと。
- (3) 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校が実施する経済的支援の概要、予算額及び支援総額を、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること。
- (4) 経費の適正な執行を担保するため、学校の財務会計に関する書類を作成し、当該専門学校のwebページにより公表していること。
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第189条において準用する同規則第66条及び第67条に定める評価を実施し、その結果を、当該専門学校のwebページにより公表していること。

(支援対象生徒の要件)

第4 第2第1項第1号及び第2号に規定する事業の対象となる生徒（以下「支援対象生徒」という。）の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援校に在籍し勉学に対する意欲がある生徒のうち、生活保護世帯の生徒、個人住民税所得割非課税世帯の生徒、所得税非課税世帯の生徒又は保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒のいずれかに該当する者。ただし、支援校が授業料を全額免除することにより支援校に対して支払う授業料が存在しない者及び国の「被災児童生徒修学支援等事業」を活用した被災者向け支援事業により支援を受けている者を除く。
- (2) 支援校において、第3第2号に規定する授業料減免の決定を受け、かつ、他の専門学校において、

国委託要項 2 の (1) の ① のイの規定に基づく「経済的理由により修学が困難な生徒に対する経済的支援」を受けていないこと。

- (3) 文部科学大臣及び知事の行う修学支援に係る実証研究に協力すること。

(支援校の指定)

第 5 本事業において、第 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する支援事業を受けようとする専門学校は、次に掲げる書類を、毎年度知事が定める期日までに提出することとする。

- (1) 私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業実施計画書 (様式第 1 号)
- (2) 実施計画内訳書 (様式第 1 号の 2)
- (3) 支援金交付事業計画書 (様式第 1 号の 3)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の書類には、当該学校において支援を受けようとする生徒が作成した、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 支援申込書 (様式第 2 号)
- (2) 協力者の年次目標について (様式第 3 号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前 2 項の規定に基づき提出のあった計画書等の内容 (事業費や利用計画等) について査定し、当該学校及び当該学校において支援を受けようとする生徒が、第 3 及び第 4 に規定する支援校及び支援対象生徒の要件を全て満たし、かつ、当該事業計画が妥当であると判断した場合は、当該事業計画を承認し、当該学校を支援校として指定する。

4 知事は、国との委託契約額の範囲内において、支援校の指定後、速やかに第 2 第 1 項に規定する支援事業等を行うものとする。

(対象事業の推進)

第 6 支援校は知事の承認を受けた計画書等の内容に基づき、適切に事業を推進すること。

2 支援校は、計画を変更する必要が生じた場合は、知事が軽微な変更該当すると認める場合を除き、次に掲げる書類を知事に提出し、変更の承認を受けること。

- (1) 私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業実施計画変更承認申請書兼変更実施計画書 (様式第 4 号)
- (2) 実施計画内訳書 (様式第 1 号の 2)
- (3) 支援金交付事業計画書 (様式第 1 号の 3)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(実施報告)

第 7 支援校は、事業実施後、次に掲げる書類を、知事が定める期日までに提出すること。

- (1) 私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業実施報告書 (様式第 5 号)
- (2) 実施報告内訳書 (様式第 5 号の 2)
- (3) 支援金交付事業実績書 (様式第 5 号の 3)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の書類には、支援対象生徒が作成した、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 協力者の年次目標について (様式第 3 号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(支援校の指定の取消し)

第8 知事は、支援校が第3各号に定める支援校の要件を満たしていないと認める場合、第5第3項及び第6第2項の規定により知事が承認した計画書等の内容どおりに事業を実施していない場合又は法令違反等重大な事由に該当する場合には、指定を取り消すことができる。

2 支援校は、私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業支援校指定辞退申出書(様式第6号)により、当該支援校の指定の辞退を知事に申し出ることができる。ただし、辞退に当たっては、支援対象生徒の修学に支障がでないようにするとともに、あらかじめ知事に協議すること。

3 知事は、前項に基づく申出があったときは、当該申出の理由を斟酌した上で、当該支援校の指定を取り消すことができる。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月24日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月6日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行し、令和元年度の事業から適用する。